

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月2日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要  
業務用給湯器親機左側部品交換修理
- 2 履行場所  
横浜市瀬谷区南瀬谷1-1-1  
横浜市立南瀬谷小学校
- 3 契約日  
令和3年12月20日
- 4 履行日  
令和4年1月18日
- 5 契約金額  
278,190円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市瀬谷区橋戸1-22-2  
森川工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
令和3年12月10日の14時頃より、給食室で使用している給湯器が作動しなくなりお湯が使用できなくなった。児童が給食で使用する食器の洗浄に支障が生じてしまうため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市の有資格者名簿から、過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立南瀬谷小学校